

一般財団法人日本ジャンプロープ連合及び加盟団体（支部等）における

倫理に関するガイドライン

< 趣 旨 >

一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下、JJRU という。）及び加盟団体（支部等）は、国内唯一のジャンプロープ・スポーツを統括する中央競技団体として、高い公益性と社会性を兼ね備えた団体です。

所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、常日頃からフェアプレーの精神に則り行動しなければなりません。

しかしながら、近年、様々なスポーツ団体において反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力行為、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント行為、差別行動及び薬物乱用など）、補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が多発していることはスポーツ界全体の失態であると共に、JJRU 及び加盟団体（支部等）でも十分に留意が必要な事態であります。

このような状況を十分に考慮し、JJRU 及び加盟団体（支部等）は、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と運営を推進する必要があると、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめ、役・職員、指導者（監督、コーチ、インストラクターを含む）、審判員、会員をはじめとする全ての関係者を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、各所において早期に必要な規程の整備等を図ることをお願いします。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について 役・職員をはじめ監督、コーチ、インストラクター等の現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等についての教育指導を徹底する。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に監督、コーチ、インストラクター等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いや言動には十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為等（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことを禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ、インストラクター等の現場指導者及び競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育と啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人により受止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。

(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ、インストラクター等の指導的立場にある者はもとより、競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。また、ドーピング検査は年々幅が広がっているため、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等の薬物も使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4. 役員及び監督、コーチ、インストラクター、審判員等の指導的立場にある者

並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督、コーチ、インストラクター、審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督、コーチ、インストラクター、審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員、監督、コーチ、インストラクター、審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

JJRU 及び加盟団体（支部等）は、公的な組織であることを認識し、“財団法人会計基準”に基づく基準（経理処理）を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- （1）補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- （2）経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
- （3）業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

JJRU 及び加盟団体（支部等）は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- （1）組織内・外の金銭の横領など
- （2）不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- （3）組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- （4）組織内・外における不適切な指導又は監査

III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

JJRU 及び加盟団体（支部等）は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。また、JJRU 及び加盟団体（支部等）は、次に示すような反社会的行為を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- （1）違法賭博
- （2）暴力団等反社会的勢力との交際など

附則

令和3年5月28日開催の理事会及び令和3年6月21日開催の評議員会において承認済み。令和3年6月21日制定・施行。

JJRU 加盟団体（支部等）におけるガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について早急に整備を図ること。

（１）倫理に関する規程の整備

本会倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

（２）倫理委員会の設置（同委員会規程の整備）

（３）不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

< 例：セクシュアル・ハラスメントの予防対策について >

- ・ 方針明確化……方針については、諸規則等に明確に規定する。
- ・ 意識改革と啓発方法……

各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。

- ・ 相談・苦情窓口の設置……

相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。

- ・ 事後の対応方法……

役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

（４）不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、JJRU に速やかに報告を行うこと。

附則

令和 3 年 5 月 28 日開催の理事会及び令和 3 年 6 月 21 日開催の評議員会において承認済み。令和 3 年 6 月 21 日制定・施行。